

仕様書

1 調達

1-1 調達件名

26AI-OCR ライセンス購入

1-2 履行期間・納品期限・ライセンス有効期間・履行場所

履行期間：契約日の翌日から令和9年3月31日まで

納品期限：令和8年4月1日まで

ライセンス有効期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

履行場所：大野城市役所

2 業務概要

2-1 目的

本業務は、AI-OCRの令和8年度のライセンスを購入するもの。

2-2 対象範囲

- (1) AI-OCRのライセンス更新
- (2) AI-OCRの維持・運用サポート

2-3 基本要件

- (1) LGWAN-ASPサービスで動作すること。
- (2) 「2-3-1 クライアントパソコン環境」に記載の環境で正常に動作すること。

2-3-1 クライアントパソコン環境

本業務で使用する予定のクライアントパソコン環境は、以下のとおり。
以下に示す環境で支障なくシステム利用できること。また最新のOSやブラウザ等にも順次対応すること。

<表1 クライアントパソコン環境>

| No | 構成 | 内容 |
|----|------|---|
| 1 | OS | Windows10 以上 |
| 2 | メモリ | 8GB 以上 |
| 3 | CPU | インテル Core i3 以上 |
| 4 | ブラウザ | Internet Explore11、Microsoft Edge、Google Chrome |

2-3-2 システム利用時間

- (1) 開庁時間内はシステムが利用できること。
- (2) 週末窓口サービスでの業務についても、利用する可能性があるため、留意すること。
- (3) 休日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までとする。

(4) 開庁時間は以下のとおり。

- ・ 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
- ・ 第 2・第 4 土曜日 午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分（週末窓口サービス）

3 業務内容

3-1 ライセンス更新

(1) 以下製品の年間利用ライセンスを更新すること。

NaNatsu AI-OCR with DX Suite 1ライセンス（リクエスト無料枠120万円分含む）

3-2 運用サポート

AI-OCRに関する発注者からの問い合わせに対し、利用方法の説明や技術的サポートを以下のとおり実施すること。

(1) 問い合わせ方法は、問合せフォームからとする。

(2) サポートの対応時間は原則、平日の午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、問合せフォームからの問い合わせについては、24時間365日受信可能とすること。

4 契約条件等

4-1 個人情報保護

本業務は、市民の重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）に定めるもののほか、次の各号及び別記個人情報及び特定個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- (2) 受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者とその賠償をしなければならない。

4-2 貸与資料と使用制限

本業務を実施するにあたって必要な資料を受注者へ貸与する。受注者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても承諾なくして複製してはならない。また、受注者は業務終了後、貸与された資料を速やかに返却しなくてはならない。

4-3 守秘義務

本業務において知り得た情報に関する秘密、その他事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。また本業務終了後も同様とする。

4-4 提出物

- ・ AI-OCR ソフトウェアライセンス証書
- ・ その他必要と思われるもの

4-5 支払条件

- (1) 受注者は、業務完了後発注者の行う検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- (2) 発注者は、適正な請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

4-6 その他

- (1) 受注者の故意又は過失によって、発注者又は第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてその損害等を賠償しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い、その解決を図るものとする。

別記

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2条 この契約で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）で使用する用語の例による。

(従事者の範囲の指定)

第3条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

2 受託者は、この契約による特定個人情報を取り扱う業務に関して、発注者に対し前項で特定された従事者の名簿を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

2 特定個人情報の閲覧及び更新は、発注者の指定する場所又は受託者が管理する静脈認証等の機能を有した高セキュリティ区域内で行うものとする。

(持出しの禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために必要があるときを除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、受託者からの事前の書面による申請により、発注者の承諾があるときはこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、この契約による個人情報を取り扱わせる場合には、本特記事項と同等の内容について、当該第三者（以下「再委託先」という。）との間で契約しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却及び消去等)

第12条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体等は、業務完了後直ちに発注者に返却、消去又は廃棄等をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をするときは、物理的な破壊、溶解等の復元又は判読が不可能な方法によらなければならない。

3 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をしたときは、消去又は廃棄等をした記録を保存するとともに、発注者に対して写真等を付した消去又は廃棄等を証明する書類を交付しなければならない。

(運搬)

第13条 受託者は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実かつ適切な方法により運搬しなければならない。

(従事者への監督又は教育研修)

第14条 受託者は、従事者に対して、適切な監督を行うとともに、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し、必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第15条 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は速やかに原因究明等必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告しなければならない。

(調査)

第 16 条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関して、受託者の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

2 受託者は、前項による立ち会い又は調査を求められたときは、応じなければならない。

(指示及び報告)

第 17 条 発注者は、受託者がこの契約による業務に係る個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 受託者は、発注者が要求した場合は、年 1 回以上、この契約による業務に係る個人情報の管理状況について、書面で報告するものとする。

3 発注者及び受託者は、前項の報告を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断したときは、双方協議のうえ対応する。

(契約解除及び損害賠償)

第 18 条 発注者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(法令等の遵守)

第 19 条 前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）及び大野城市個人情報の安全管理に関する規程（令和 5 年規程第 7 号）を遵守しなければならない。

2 受託者は、特定個人情報の取扱いに関して、前項に定めるもののほか、番号利用法及び大野城市特定個人情報の安全管理に関する規程（平成 29 年規程第 4 号）を遵守しなければならない。